

厚生労働省
東京労働局発表
平成29年3月31日(金)

担 当	東京労働局職業安定部職業対策課
	課長 中里 博孝
	課長補佐 加藤 辰明
	地方障害者雇用担当官 中島 正敏
	地方障害者雇用担当官 前田 信次
	電話 03-3512-1664 (ダイヤルイン) FAX 03-3512-1566

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく企業名公表について ～障害者の雇用状況に改善が見られない2社を公表します～

東京労働局（局長 渡延 忠）は31日、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）第47条に基づき、当局の繰り返しの指導にもかかわらず障害者の雇用状況に改善が見られない2社について、次のとおり企業名を公表します。

○平成28年度特別指導対象企業のうち、改善が見られず企業名を公表することになった企業

株式会社エル・エム・エス

（本社：東京都文京区、代表者 朝比奈 幸一郎、卸売業）

株式会社きもと

（本社：東京都渋谷区、代表者 木本 和伸、製造業）

<公表に至った経緯>

障害者雇用促進法では、身体障害者や知的障害者の雇用を促すため、事業主に対し、常時雇用している労働者の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇うよう義務付けています。この法定雇用率を達成していない企業には、厚生労働大臣が「障害者雇入れ計画」を作成するよう命令し（第46条第1項）、それを適正に実施するよう勧告します（第46条第6項）。この勧告に従わない場合は、企業名を公表できることとしています（第47条）。

株式会社エル・エム・エスについて

1 企業概要

- 企業名 株式会社エル・エム・エス
- 所在地 東京都文京区本郷3-6-7 田中ビル
- 代表者名 朝比奈 幸一郎
- 事業内容 理化学機器の卸売業

2 指導経過

平成25年12月17日 法第46条第1項に基づき、飯田橋公共職業安定所長から障害者雇入れ計画作成命令を発出

平成26年1月1日～ 雇入れ計画の実施（計画期間 2年間）

平成27年3月16日 雇入れ計画の適正実施勧告を発出

平成27年12月31日 雇入れ計画の期間満了

平成28年4月～ 特別指導の対象企業に選定し、特別指導を開始
（～平成28年12月）

以上のような一連の指導の下で、企業側においては障害者向けの求人が提出され、障害者の雇入れに向けた取組を行ったものの、障害者の雇入れに向けた求人条件や職務の見直しが十分でないため、障害者の雇入れが進まず、平成29年1月1日現在の実雇用率が0.00%と低い水準にとどまっている。

3 障害者雇用状況の推移

	基礎労働者数	障害者の数	実雇用率	不足数
H25.6.1	161.0人	0.0	0.00	3.0
H26.6.1	172.0	0.0	0.00	3.0
H27.6.1	175.0	0.0	0.00	3.0
H28.6.1	180.0	0.0	0.00	3.0
H29.1.1	186.0	0.0	0.00	3.0

(注1) 障害者の数は、重度障害者のダブルカウント等を行う。

(注2) 3月31日現在、障害者の数は0.0人、実雇用率0.00%、不足数3.0人であり、依然として未達成である。

株式会社きもとについて

1 企業概要

- 企業名 株式会社きもと
- 所在地 東京都渋谷区代々木2-1-5 JA南新宿ビル
- 代表者名 木本 和伸
- 事業内容 設計・製図・複写フィルムの製造業

2 指導経過

平成 25 年 12 月 13 日 法第 46 条第 1 項に基づき、渋谷公共職業安定所長から障害者雇入れ計画作成命令を発出

平成 26 年 1 月 1 日～ 雇入れ計画の実施（計画期間 2 年間）

平成 27 年 2 月 25 日 雇入れ計画の適正実施勧告を発出

平成 27 年 12 月 31 日 雇入れ計画の期間満了

平成 28 年 4 月～ 特別指導の対象企業に選定し、特別指導を開始
（～平成 28 年 12 月）

以上のような一連の指導を行ったが、企業側においては具体的な取組が行われなかったため、障害者の雇用が進まず、平成 29 年 1 月 1 日現在の実雇用率が 1.53%と低い水準にとどまっている。

3 障害者雇用状況の推移

	基礎労働者数	障害者の数	実雇用率	不足数
H25.6.1	670.5 人	8.0 人	1.19%	5.0 人
H26.6.1	659.0	8.0	1.21	5.0
H27.6.1	632.0	9.0	1.42	3.0
H28.6.1	606.0	9.0	1.49	3.0
H29.1.1	586.5	9.0	1.53	2.0

(注 1) 障害者の数には、重度障害者のダブルカウント等が含まれている。

(注 2) 3 月 31 日現在、障害者の数が 9.0 人、実雇用率 1.56%、不足数 2.0 人であり、依然として未達成である。

今回の公表企業2社に係る雇用率達成指導の流れ図

(平成28年度公表を前提とした特別指導実施企業)

平成25年10月～12月

雇 入 れ 計 画 作 成 命 令

平成25年6月1日現在の雇用状況を踏まえて、
発出

※ 翌年1月を始期とする2年間の計画を作成するよう、公共職業安定所長が命令を発出（法第46条第1項）

平成26年1月

雇 入 れ 計 画 の 実 施

(2年間:平成26年1月～平成27年12月)

雇
入
れ
計
画
期
間

平成26年2月～3月

安 定 所 長 名 の 雇 用 勸 奨 状

平成27年2月～3月

適 正 実 施 勸 告

※ 計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な実施を勧告（計画の2年目）
（法第46条第6項）

平成27年5月～6月

東 京 労 働 局 長 名 状
の 雇 用 勸 奨 状

※ 適正実施勧告を発出した企業へ送付

平成27年12月末

雇 入 れ 計 画 期 間 満 了

平成28年4月

特 別 指 導
(9カ月間:平成28年4月～12月)

※ 雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施

平成28年12月

平成29年3月

公 表

(法第47条)

公表対象企業に対して平成28年度に実施した指導及び 平成28年度における公表を前提とした特別指導の概要

(1) 対象企業

平成28年度の公表を前提とした特別指導の対象である17社

(2) 対象企業の代表者に対する指導の実施

対象企業を管轄する公共職業安定所長から、対象企業の代表者に対し、障害者の雇用に関する事業主の責務、障害者の雇用の現状、これまでの雇用率達成指導の経緯等について十分説明の上、様々な雇用事例の提供や助言、求職情報の提供、面接会への参加勧奨等を行いつつ、雇用義務を達成するよう指導・支援を継続的に実施しました。これと併せて、必要に応じて労働局幹部による指導等を行いました。

加えて、取組が遅れている対象企業に対しては、厚生労働省に来省を求めて指導を行い、これを踏まえて、労働局及び公共職業安定所においても引き続き指導・支援を行いました。

(3) 公表基準

平成29年1月1日現在において、実雇用率が平成27年の全国平均実雇用率（1.88%）^(※)未満の場合（法定雇用障害者数が4人以下の企業については当該数が3～4人で実雇用率が0%の場合）、企業名を公表することとしています。

なお、上記(1)の企業については、下記ア又はイのいずれかに該当する場合は、初回の公表に限り公表を猶予することとしています。

ア 直近の障害者雇用の取組み状況から、実雇用率が速やかに平成27年の全国平均実雇用率（1.88%）以上、又は不足数が0人となることが見込まれるものであること。

イ 特別指導期間終了後の1月1日から1年以内に特例子会社の設立を実現し、かつ、実雇用率が全国平均実雇用率（1.88%）以上又は、不足数が0人となると判断できるものであること。

(4) 指導の結果

平成28年度の公表を前提とした特別指導対象企業（17社）に対する指導の結果、対象企業のうち12社については、上記(3)の公表基準以上の実雇用率となる改善が認められました。残りの5社のうち、上記(3)のア又はイの基準を満たした3社については、公表を猶予することとしました。

残りの2社については、上記(3)の基準を満たす改善が認められなかったため、障害者雇用促進法第47条の規定に基づき公表することとしました。

（7ページ表2参照）

(5) 今後の指導

公表企業及び公表を猶予した企業に対しては、今後も引き続き、雇用率達成に向けた指導を実施します。

また、全国平均実雇用率を上回ったものの雇用義務を達成するまでには至っていない企業についても、雇用義務を早急に達成するよう、引き続き指導を実施します。

- (※) この場合の全国平均実雇用率は、特別指導の開始年の前年（平成27年）の6月1日現在の全国平均実雇用率（1.88%）とするが、特別指導の年（平成28年）の6月1日現在の全国平均実雇用率（1.92%）がその前年より低下した場合は、特別指導の開始年の6月1日現在の数値とする。

1. 公表を前提とした特別指導の状況

(表1) 対象企業の状況

規模別	1,000人以上規模企業	2社
	1,000人未満規模企業	15社
産業別	製造業	1社
	情報通信業	3社
	卸売業、小売業	8社
	学術研究、専門・技術サービス業	1社
	生活関連サービス業、娯楽業	1社
	サービス業(他に分類されないもの)	3社
合計		17社

(表2) 特別指導の結果

雇用義務を達成した企業	7社
全国平均実雇用率(1.88%)を上回った企業	5社
実雇用率が速やかに全国平均実雇用率以上又は、不足数が0人となることが見込まれるもの。	3社
1年以内に特例子会社の設立を実現し、かつ、実雇用率が全国平均実雇用率以上又は、不足数が0人となると判断できるもの。	0社
公表に至った企業	2社
合計	17社

(公表猶予)

(公表猶予)

(公表)

引き続き、法定雇用率達成に向けて指導を実施

※平成27年12月末に雇入れ計画の終期を迎えた企業は合わせて97社、うち32社に対し適正実施勧告を発出し、うち17社が特別指導対象企業となりました。

○障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)(抄)

(身体障害者又は知的障害者の雇用に関する事業主の責務)

第三十七条 すべて事業主は、身体障害者又は知的障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで身体障害者又は知的障害者の雇入れに努めなければならない。

(一般事業主の雇用義務等)

第四十三条 事業主(常時雇用する労働者(以下単に「労働者」という。)を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第46条第1項において「法定雇用障害者数」という。)以上であるようにしなければならない。

2 前項の障害者雇用率は、労働者(労働の意思及び能力を有数にもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第五十四条第三項において同じ。)の総数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者(労働の意思及び能力を有数にもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある身体障害者及び知的障害者を含む。第五十四条第三項において同じ。)の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

3～5 (略)

(一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画)

第四十六条 厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇用を促進するため必要があると認める場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が法定雇用身体障害者数未満である事業主(特定組合等及び前条第1項の認定に係る特定事業主であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)に対して、身体障害者又は知的障害者である労働者の数がその法定雇用障害者数以上となるようにするため、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。

2～4 (略)

5 厚生労働大臣は、第一項の計画が著しく不適當であると認めるときは、当該計画を作成した事業主に対してその変更を勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、第一項の計画を作成した事業主に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

(一般事業主についての公表)

第四十七条 厚生労働大臣は、前条第一項の計画を作成した事業主が、正当な理由がなく、同条第五項又は第六項の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号)(抄)

(障害者雇用率)

第九条 法第四十三条第二項に規定する障害者雇用率は、百分の二とする。